

平成30年12月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

平成30年 12月27日 開会

平成30年 12月27日 閉会

宮古地区広域行政組合

平成 3 0 年 1 2 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 員 全 員 協 議 会

平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日（木曜日）

午前 1 1 時 0 0 分開議

議 事 日 程

1 報告事項

（１）議会運営委員会審議結果の報告について

2 協議事項

（１）平成 3 0 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）の概要について

（２）宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

（３）岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分について

3 その他

出席議員（１１名）

１番 合 砂 丈 司 君
 ４番 黒 沢 一 成 君
 ６番 高 橋 秀 正 君
 ８番 畠 山 拓 雄 君
 １０番 尾 形 英 明 君
 １３番 藤 原 光 昭 君

３番 八重樫 龍 介 君
 ５番 伊 藤 清 君
 ７番 畠 山 昌 典 君
 ９番 落 合 久 三 君
 １２番 菊 地 大 君

欠席議員（２名）

２番 木 村 誠 君

１１番 阿 部 吉 衛 君

説明のための出席者

事 務 局 長
 総 務 課 長
 施 設 課 長
 施 設 課 主 幹
 消 防 長
 消 防 次 長 兼 消 防 課 長
 総 務 課 長
 指 令 課 長

鈴 木 登 志 美 君
 山 本 克 明 君
 田 中 晋 君
 坂 本 好 治 君
 沢 田 達 雄 君
 上 沢 隆 君
 畠 山 毅 君
 和 山 勝 富 君

議会事務局出席者

書 記

山 崎 祥 君

◎開 会

○議長（藤原光昭君） それでは、全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（藤原光昭君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

落合議会運営委員長。

○議会運営委員長（落合久三君） それでは、先ほど開かれました議会運営委員会での審議結果をご報告いたします。

初めに、議長が開会宣言を行います。

次に、諸報告で、平成30年11月に実施いたしました議員派遣について報告いたします。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員を2名、議長から指名していただきます。今回は、3番、八重樫龍介議員、4番、黒沢一成議員にお願いいたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は12月27日の1日間ということで本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第3で、報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてを報告いたします。

日程第4で、議案第1号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

日程第5で、議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

なお、議案第1号及び議案第2号については、それぞれ関連がありますので、一括議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま議会運営委員長の報告がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） よろしいでしょうか。

◎平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）の概要について

○議長（藤原光昭君） 次に、本日の協議案件は、お手元に配付されております会議次第のとおり3件でございます。

それでは、平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）の概要についてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） それでは、平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）の概要についてご説明いたします。座らせていただいて説明をさせていただきます。

資料ナンバー1をご用意いただきたいと思います。資料ナンバー1、1ページをお願いします。

平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）の総括表でございます。補正額の欄の一番下の欄をごらんいただきたいと思います。

歳入歳出それぞれ1,291万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ30億7,736万3,000円とするものでございます。減額をいたします財源は、全て市町村負担金となります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

ただいま説明をいたしました減額をいたします負担金の市町村ごとの内訳でございます。右の合計補正額欄をごらんいただきたいと思います。

宮古市が824万9,000円、山田町が237万8,000円、岩泉町が154万4,000円、田野畑村が74万2,000円の減額となります。

今回の補正予算は、給料、職員手当などの人件費等に係る補正で、人事院勧告等に伴う給与改定のほか、職員の採用、退職、異動及び実績によるものでございます。

人件費の補正につきましては、給与費明細書に記載してございますので、4ページをお開き願います。

4ページの1の一般職（1）総括、比較の欄でございます。1の一般職、（1）総括、比較の欄。

給料が418万7,000円の減額は、職員2名の退職及び職員数の減に伴う減額でございます。職員手当が652万1,000円の減額、共済費が9万4,000円の増額は、実績等に伴う補正でございます。

3ページにお戻りいただきたいと思います。

1の歳入についてでございます。

1の歳入につきましては、市町村負担金が補正額で1,291万3,000円の減額となります。内訳は、1総務が435万6,000円の減額、2衛生が718万2,000円の減額、3消防が137万5,000円の減額となります。

2の歳出につきましては、人件費の補正で、既に給与費明細書で説明いたしました補正のほか、職員の採用試験の委託料に係る補正でございます。

款項目ごとに説明をいたします。

2款1項1目一般管理費でございます。職員の再募集に係る委託料を新規に計上したほか、給与改定に伴う増額及び人事異動に伴う減額を調整の上、435万6,000円の減額でございます。

3款2項2目ごみ焼却施設費は給与改定に伴う増額及び人事異動等の減額を調整の上、

757万9,000円の減額となります。

3款2項3目埋立処分地施設費は、給与改定等に伴う増額を調整の上、41万9,000円の増額でございます。

3款2項4目し尿処理施設費は、給与改定に伴う増額を調整いたしまして6万円の減額でございます。

3款2項6目リサイクル施設費は、給与改定に伴う3万8,000円の増額でございます。

4款1項1目常備消防費は、給与改定に伴う増額及び人事異動に伴う増額調整の上、137万5,000円の減額とするものでございます。

以上で説明を終了いたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。

これについて何かご質問ございますか。

よろしいでしょうか。

高橋議員。

○6番（高橋秀正君） 2款1項1目の中の委託料なんですが、これ委託先はどこなのか。

○議長（藤原光昭君） 山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） 日本人事試験研究センターという会社となります。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

○6番（高橋秀正君） はい。

○議長（藤原光昭君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようでございます。

◎宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

○議長（藤原光昭君） 次にいきます。

次に、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） それでは、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。座らせていただいて説明させていただきます。

資料ナンバー2の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1の改正要旨でございますが、本条例は平成30年の人事院勧告に基づく国の改正内容に準じ、一般職の職員の給料月額等を改定しようとするものでございます。

次に、第2の改正内容をごらんいただきたいと思います。

宮古地区広域行政組合一般職の給与の条例の一部改正について、記載のとおり改正をしようとするものでございます。

1といたしまして、民間給与との均衡を図るため、若年層に重点を置きながら全ての

給料表について、その水準を引き上げる改定を行うものでございます。

2 といまして、勤勉手当については、支給割合を年間0.05月分引き上げる。期末勤勉手当の支給割合を年間4.45月とするものでございます。

また、勤勉手当に係ります平成30年12月期の支給割合は0.95月分とするものでございます。さらに、平成31年6月期以降の支給割合を6月期及び12月期それぞれ0.925月分、再任用職員にあっては、それぞれ0.45月分とするものでございます。

第3の施行期日でございますが、1、本条例は公布の日から施行、ただし、表の2の項の改正部分につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

2 といまして、表の1の項の規定につきましては、改正後の宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用するものでございます。

2 ページをお開きください。

先ほどまでの説明と重複をいたしますが、改めて説明をさせていただきます。

表の1の項から順にご説明をいたします。

第19条、勤勉手当でございます。第19条について説明いたしますので、2 ページをお開きいただきたいと思います。

勤勉手当につきましては、一般職の平成30年12月の勤勉手当の支給割合を、現行の100分の90から100分の95に改めるとともに、再任用職員の平成30年12月の勤勉手当の支給割合を、現行の100分の42.5から100分の47.5に改め、それぞれ公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、表の2の項についてご説明をいたします。

第18条、期末手当につきましては、一般職の平成31年以降の6月及び12月の期末手当の支給割合をともに100分の130に改めるとともに、再任用職員の平成31年以降の6月及び12月の期末手当の支給割合をともに100分の72.5に改めるものでございます。

第19条、勤勉手当でございます。

第19条、勤勉手当につきましては、一般職の平成31年以降の6月及び12月の勤勉手当の支給割合をともに100分の92.5に改めるとともに、再任用職員の平成31年以降の6月及び12月の勤勉手当の支給割合をともに100分の45に改めるものでございます。

これらの手当につきましては、平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。

これについて何か質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようでございます。

◎岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分について

○議長（藤原光昭君） では、次に進みます。

次に、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） 資料ナンバー３をご用意いただきたいと思います。

それでは、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議についてご説明をいたします。

本案件は、平成31年３月31日をもって、紫波、稗貫衛生処理組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更について、地方自治法第286条第１項及び第290条の規定に基づき、岩手県市町村総合事務組合から協議を求められた案件でございます。

当組合におきましては、地方自治法第180条第１項及び宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項の指定によりまして専決処分したもので、これを議会に報告をするものでございます。

１、協議の要旨でございます。

平成31年３月31日に、紫波、稗貫衛生処理組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更を協議するものでございます。

協議内容でございます。

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させるもの。２つ目として、岩手県市町村総合事務組合規約別表第１、別表第２から、紫波、稗貫衛生処理組合を除くもの。

協議の決定でございます。

地方自治法第180条第１項及び宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項の指定によりまして、専決処分をしたものでございます。

議会への報告につきましては、地方自治法第180条第２項の規定によりまして、本日の議会に報告をするものでございます。

専決の年月日は、平成30年12月７日となっております。

なお、12月議会の臨時会におきまして、資料下記に記載してございますとおり報告を予定してございます。

資料につきましては、そのほか２ページに専決処分書、３ページ以降に新旧対照表、４ページは宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項の指定について添付をしてございます。

説明は以上でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。

これについて何かございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） では、次にその他でございますが、議員、事務局から何かござい

ますか。

事務局からどうぞ。

○事務局（山崎 祥君） 事務連絡です。本会議終了後、5階委員会室において、し尿汲取料金適正化検討特別委員会を開催いたしますので、し尿汲取料金適正化検討特別委員におかれましては、本会議終了後、委員会室に集合願います。

以上となります。

○議長（藤原光昭君） そのほかございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（藤原光昭君） それでは、特にないようですので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午前 1 1 時 1 9 分閉会
